

令和6年度(令和5年分)

市県民税申告日程について【霧島地区】

【申告期間】

令和6年2月15日(木)～令和6年3月15日(金)
(土日祝、2月26日(月)は除く)

※ 霧島市役所(本庁舎)では、令和6年3月10日(日)を休日申告日として指定しております。

【受付時間】

(午前) 9:00～11:30 (午後) 1:00～4:00

【申告会場】

霧島総合支所 3階 302会議室

※ 選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります。

月	日	曜日	受付	月	日	曜日	受付	月	日	曜日	受付
2月	15	木	○	2月	25	日	△	3月	6	水	○
	16	金	○		26	月	△		7	木	○
	17	土	△		27	火	○		8	金	○
	18	日	△		28	水	○		9	土	△
	19	月	○		29	木	○		10	日	休日申告 (国分のみ)
	20	火	○	1	金	○	11		月	○	
	21	水	○	2	土	△	12		火	○	
	22	木	○	3	日	△	13		水	○	
	23	金	△	4	月	○	14		木	○	
24	土	△	5	火	○	15	金	最終日			

◎ 申告開始当初や終了間近は混み合うことが予想されます。

来場者が多いと待ち時間が長くなる場合がありますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

◎ 来場される前にご確認ください。

- ・ 農業のある方は、「簡易農業所得収支計算書」をあらかじめ作成してお越してください。
- ・ 医療費の控除を受けたい方は、「医療費控除の明細書」をあらかじめ作成してお越してください。経費や医療費の領収書を持参されても、職員は振り分けや計算、作成は行いませんので、必ず来場される前に済ませてお越してください。

◎ 無収入や障害年金などの非課税収入のみの方は、「市県民税簡易申告書」をお使いください。

- ・ 該当される方は、別紙「市県民税簡易申告書」を使い、郵送、ファックス、メールで申告できます。「申告書」の裏面をよく読んで、ご提出ください。
- ・ 基礎控除以外の控除(社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除、その他の控除)を受けたい場合は、確定申告または市県民税申告が必要です。

◎ 以下の方は加音ホールでの申告になります。

- ①住宅ローン控除の初年度の申告
- ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告
- ③先物取引に係る所得の申告
- ④配当所得の申告
- ⑤雑損控除の申告
- ⑥青色申告

※②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市役所の会場で申告ができる場合があります。

■お問い合わせ先

霧島総合支所 地域振興課 税務グループ
電話 45-5111 (内線5760・5761)

※所得税及び消費税の確定申告に関するご不明な点は、加治木税務署(62-2161)までお問い合わせください。

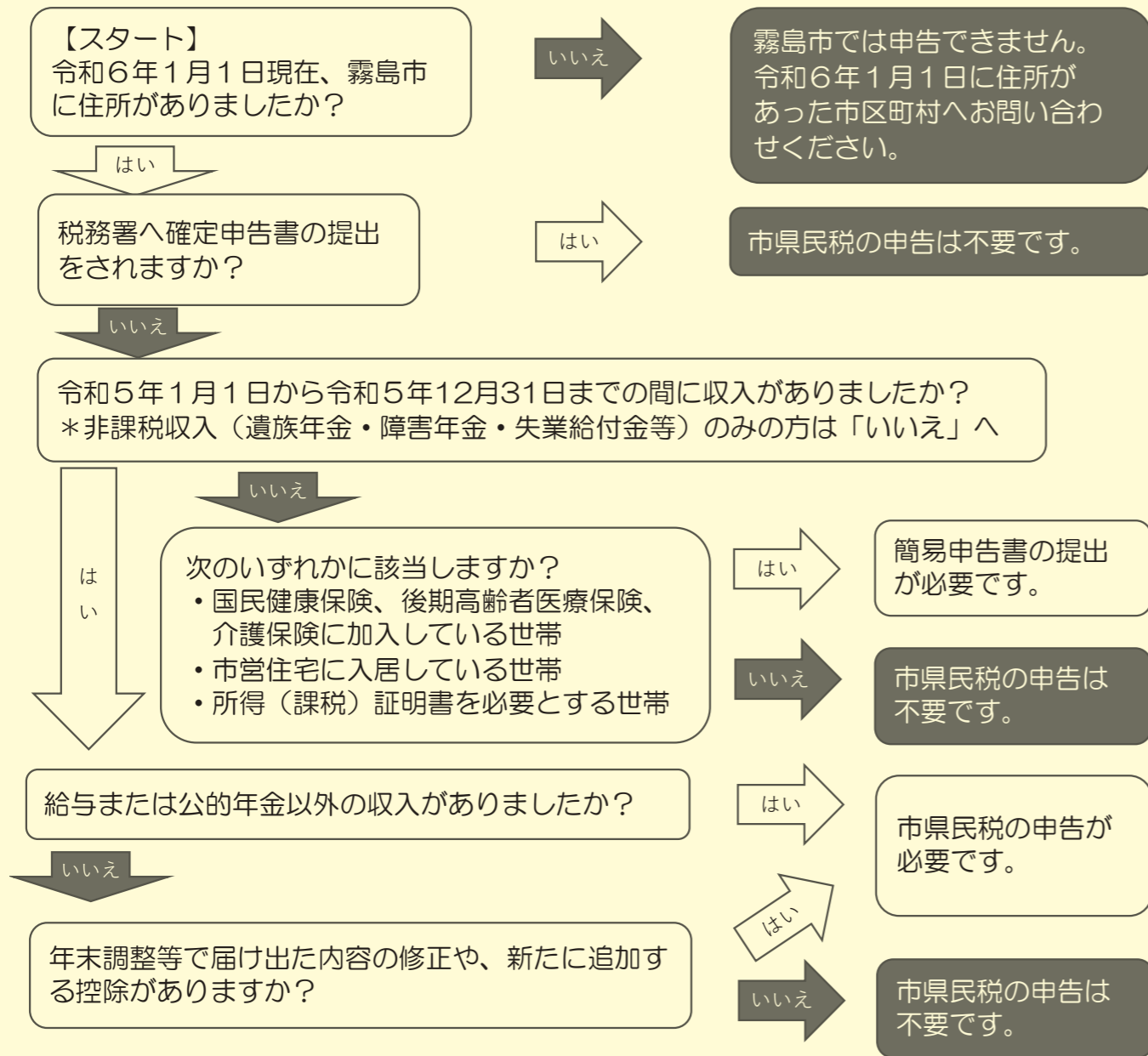
自治会の割り振りはありませんので、期間内にご来場ください。

令和6年度
(令和5年分)

市県民税申告のご案内

■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

全戸配布をしている「申告日程表」については、ホームページや広報誌にも掲載していることから、今後は班回覧へと変更いたします。それに伴い、「市県民税簡易申告書」、「簡易農業所得収支計算書」、「医療費控除の明細書」についても、今後は全戸配布を廃止いたします。必要な方は、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口での受け取り、霧島市のホームページ内で検索、若しくは下記のQRコード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>
〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1
霧島市税務課市民税グループ 宛
ファックス：0995-64-0931
メール：shinkoku@city-kirishima.jp

■申告に必要なものについて

①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付きの身分証明書

②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの	

③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための資料

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

④障害者控除を受けるための資料

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための資料

対象者が収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

⑥医療費控除を受けるための資料

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」が必要です。

⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための資料

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

⑧申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる資料

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。